

特定器材マスターの改定について

今般、平成 2 4 年 4 月材料価格基準改定に伴い、下記のとおり特定器材マスターを改定したのでお知らせします。

記

1 改定の概要

特定器材コードの収載数：1,014コード

特定器材マスターに新規収載した特定器材コード。(40コード)

特定器材マスターから廃止した特定器材コード。(5コード)

特定保険医療材料の経過措置

経過措置対象の特定保険医療材料の材料価格については、経過措置期間に応じた材料価格となっております。

2 新設コードの取扱い

新設コードの「項番 3 3 : D P C 適用区分」は、「0」(D P C 点数表に含まれる特定器材(包括評価対象))を記録しております。

なお、「D P C 適用区分」情報については、収載が可能となった時点で公表する予定です。